

平成 24 年度第 11 回青森市子ども委員会議開催概要

- 1. 日時** 平成 24 年 10 月 14 日（日） 13 時～16 時
- 2. 場所** 青森市総合福祉センター2 階 集団指導室
- 3. 出席者** 平成 24 年度青森市子ども委員会議委員 18 名（欠席者 13 名）
子ども委員サポーター5 名
青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会委員 9 名
事務局 7 名
- 4. 活動内容** ①子どもの権利条例を周知するための子ども向けリーフレットについて
②「（仮称）子どもの権利条例案」について

5. 開催概要

第 11 回会議は、前後半の 2 部構成で行われ、まず前半は、子どもの権利条例制定後、その内容を子どもたちにお知らせするためのリーフレットについて、第 10 回会議で子ども委員の皆さんから出された意見を参考にしながら作成した事務局案を確認してもらい、さらに修正すべき点などについて意見を聞きました。

子ども委員から出された意見

- ・ 難しい言葉が使われていて意味がわからないところがあるので、小学生でもわかる言葉に変えたほうがいい。
- ・ 1 ページの字数が多すぎて、これだと誰も読まないと思う。
- ・ 子ども向けリーフレットなのに、大人に対するメッセージにしか読めない部分がある。ここはいらないと思う。
- ・ 同じような内容が重複しているところはコンパクトに 1 つにまとめるべき。



今回、子ども委員の皆さんに出してもらった意見を参考に、事務局で子ども向けリーフレットを作成し、条例制定後に配布する予定としています。

続いて後半は、青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会の皆さんとの合同会議を開催し、児童福祉専門分科会がこれまで検討を重ねてきた「(仮称)子どもの権利条例案」の内容を説明するとともに、条例案に関する意見交換を行いました。

まず、児童福祉専門分科会の宮崎会長から、条例内容の議論については今回が最後なので、『これでもか』というくらいの話し合いをしましょう、との挨拶がありました。

続いて、条例案の条文を1つ1つ順番に、子ども委員の皆さんに読んでもらい、その上で、子ども委員の皆さんから意見を出していただきました。



子ども委員から出された意見とそれに対する意見交換内容 (太文字が子ども委員の発言)

【意見】

前文の3段落目の「そこでは」がどこを指しているのか伝わりにくい。

【意見交換内容】

- ・ 検討段階でも話題になった部分だが、「そこでは」は、2段落目にある「ゆりかご」を指しています。そして「ゆりかご」である「青森市」とつながっています。

【意見】

前文の2段落目の「私たち」と最後の段落の「私たち」とは、青森市民なのか、大人なのか、または他の誰かなのかを知りたい。

【意見交換内容】

- ・ もし、ここを違う言葉で言うとする、何か提案がありますか？
- ・ 前文を定めるときに、「私たち〇〇は～」として、そして最後に「私たちは～」とすればいいのかなと思う。
- ・ 最後の段落に「子どもが他者と共に生き支え合う市民」という言葉がありますが、ここ「私たち」を結ぶとどうでしょうか。
- ・ 前回、子ども委員の皆さんに出していただいた前文案に対する意見の中に『子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである』というのを、そのまま前文に入れるのもありだと思う。というのがあったんですが、まさにここだと思うんです。子どもも大人も社会の構成員であるという「私たち」と捉えることができると思います。
- ・ この条例案は、子ども委員の皆さんに出していただいた意見も聞きながら作られているわけで、そういう意味からもこの「私たち」の中には子どもも入っていると思います。
- ・ 条例づくりと平行して、市では条例の解説書を作ることになっているんですが、その際、今の議論内容も踏まえ、市民の方々に伝えやすい内容で解説していくことになると思います。



【意見】

1段落目に「森はいのちのゆりかごであり続けます。」とあって、2段落目に「青森市がゆりかごであって欲しい。」とあるが、森と青森市が直接の関係がないような気がする。

【意見交換内容】

- ・「青森市」ってすごい素敵な名前じゃないですか。その「青森」、「青い森」というイメージと、子どもが権利を持って育っていくというイメージを、何とかオーバーラップできないものかと考えたわけです。そこで、「青い森」というイメージと、いのちをはぐくむというイメージの「ゆりかご」をつなげて、青森市もそういうゆりかごであって欲しい、こう考えたわけです。
- ・「森」と「青森市」との関係がはっきりとわかればいいと思う。
- ・ここははじめ、「森」というところは光があって、水があって、風が吹いて、命の循環があってといった、もっと長い文章だったんです。そういうものの中ですべてが育つんだというところで、青森市はいのちのゆりかごなんだね、とまとめました。
- ・「ゆりかご」というのがすごい温かいイメージがあるので、わたしはいいと思う。この文章を読んでいて、「森」と「青森市」がイコールの関係で「森」のようなゆりかごであって欲しいという気持ちは伝わってきた。
- ・「森」は植物や動物が育まれるところで、「ゆりかご」は子ども、人が育まれるところですよ。そういう対応関係で比喻をして組み立てられています。
- ・ほかの市町村の条例では、このような文学的な表現で入ってくるものはないと思うので、このままのかたちで条例が制定されれば、全国的に注目を浴びる部分ではないかなと思います。



【意見】

1 段落目の「生きとし生けるものが生まれ」の部分、どうしてもこの表現でなければいけないか。ちょっとくどいかなと感じる。

【意見交換内容】

- ・子ども委員の皆さんは「生きとし生けるもの」という表現はあまり使わないし、何を言っているんだろうと、わかりにくいし、くどいというのがあると思いますが、そこに気持ちがかもっていると言うか、伝わり方が違うのかなと思うんですがどうでしょうか。
- ・「生きとし生けるものが生まれ」で、同じ漢字が3つ続いて使われているからくどく見える。「生きとし生けるもの」という表現はいいが、「生まれ」の部分をひらがなにすれば、少しは感じが変わるのではないかと思う。
- ・3つ続けて使うくらい、ここではいのちというものが粗末にされてはいけないという想いが、分科会の議論の中ではあったんです。虐待であれいじめであれ、絶対にあってはいけないという考えがベースにあったんです。
- ・この言葉は、生命とか生き物とかすべてをひっくるめて大事なものだ、ということ表現している言葉だと思います。この言葉には願いみたいなもの、大事にしたいという想いが込められた言葉なんだというように読み取ってもらえればいいのかと思います。
- ・「生きとし生けるもの」がなくてはならないものだというのであれば、「生まれるべくして生まれるもの」という表現でもいいんじゃないかなと思う。
- ・それに近い意味じゃないかなとは思いますが、そういった表現もありだと思います。
- ・わたしは「生きとし生けるものが生まれ」と「生きる」という字を3回続けることで、言葉の意味がわからなくても、大事なことなんだと子どもにも伝わると思うので、いいと思う。
- ・例えば小学生でもすぐわかるような表現の仕方もあるとは思いますが、敢えてレベルがちょっと高い言葉を使ってはどうかというのもあるとあって、今の原文に至っています。ただ、子どもたちにとっては、前文の中で1番わかりにくい難しい言葉ではあると思います。



【意見】

最後の段落の「私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する～」とあるが、これを読むと、子どもだけが成長していく、というように読み取れてしまう。この条例では、子どもだけでなく、大人も一緒に成長していくのではないかと考えたときに、何かしっくりこない。

【意見交換内容】

- ・「他者」の中には子どもも大人も入ります。それから、これは「子どもの権利条例」なので、子どもがどう生きていくか、どのように育っていくか、というところに焦点を当てれば、子どもが成長する、ただし、他者と共に成長するというその「他者」には、大人も入ります。

【意見】

条文の中で、項番号（1、2、3）と号番号（(1)、(2)、(3)）があるが、この使い分けをしているのはなぜか。

【意見交換内容】

- ・これはわかりづらいと思いますが、条例の技術的なもので、これで間違いではないんです。号番号は同じものについて並列に書き連ねるもので、項番号は1つ1つが独立した内容になっているものです。また、第4条の書き方ですが、第1項については「1」はつけないのが決まりになっていて、第2項からは「2」「3」とつきます。
- ・なお、第4条の第4項については、例えば青森市内のコンビニやゲームセンターなど、子どもに関わる場所がたくさんありますが、そういった事業を営む人たちも入ります。また、青森市民でなくても、青森市内で子どもと関わっている人などもここに入ります。



【意見】

第3条に「子どもの最善の利益を優先して考えること。」とあるが、「最善の利益」とは例えばどんなことか。

【意見交換内容】

- ・これは前文の5段落目にも定義されていますが、その子どもにとって1番良いことという意味で、具体的に何というものではないんですけれども、大人が子どものことについていろいろなことを決めたり考えたりするときに、大人の基準で判断するのではなくて、今そこにいるその子にとって、何が1番プラスになるだろうかということを真剣に考えていく姿勢をここで言っています。また、ここで言う「子ども」は、いわゆる子ども全員を指す場合もありますし、他の子はどうかかわからないけれども、今ここにいるあなたにとって1番大事なことってなんだろうという視点もあります。



【意見】

わたしは、地域のいろいろな大人の方に出会えたことで青森が好きになったが、今、地域の大人とのつながりがなかなか持てなくなっているの、第8条の「豊かで健やかに育つ権利」の中に、地域の大人に会えることが保障される、というのがあればいいと思った。

それはもしかしたら、第8条の中の「学ぶこと」や「適切な助言や支援を受けること」の中に含まれていることなのかも知れないけれど、目に見えるかたちであればいいと思った。

【意見交換内容】

- ・そのことについては、意見のとおり「学ぶこと」や「適切な助言や支援を受けること」の中に含まれることでもありますし、ほかにも、具体的な権利の中の1つということではないですけども、前文の3段落目にある「子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。」というところに趣旨が込められているのかなと思います。



【意見】

第6条「安心して生きる権利」の中の「(5)性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。」と、第7条「自分らしく生きる権利」の中の「(1)自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。」が似たような意味ではないかと感じた。

【意見交換内容】

- ・第6条は、差別を受けないで安心して生きていくことができる権利で、差別から守られるということ、第7条は、守られるというよりも、堂々と自分は自分の個性や生き方で、自分らしさを出して生活していいんだよという意味があります。
- ・条例案の第6条から第9条までの4つの権利が、いわゆる「子どもの権利条約」に掲げる権利の4つのジャンルの中で、例えば2つの権利に関係する内容であったり、3つの権利に関係する内容であったりするものがあります。
- ・第6条の(5)も第7条の(1)も、総じて、差別は絶対にはいけないんだ、差別は受けない、されないということを言っていると思うが、子ども自身が差別をしてはいけないということがあまり伝わってこない。逆に、子ども自身が自分が良ければそれでいい、みたいなことが少し伝わってきってしまう印象がある。子どもも差別は絶対にはいけないということを盛り込んだほうがいいと思った。
- ・何が差別なのかということについては、さまざま議論があるのですが、それは差別だよねと、誰もがわかり切っているものもあれば、少し区別があいまいで、例えばAさんとBさんがいて、Aさんにとっては普通の言葉でも、Bさんにとっては、わたしはそれは差別だと感じるということもあると思うんです。ですので、差別をしてはいけないというとき、されるほうの身になって、されるほうがイヤだ、これは差別だと感じるのであれば、それをするのはやめよう、という決め方になると思うので、わたしは原文のままでいいのかなと思っています。
- ・いじめなどでも、ふざけていただけだと言っても、それは被害を受けた側の気持ちから考えると、それはいじめである、ということと同じものだと思います。

【意見】

第8条の「豊かで健やかに育つ権利」の中の「(1)遊ぶこと。」とあるが、授業中とか、いつでも遊べると思う人がいると思うが、時と場を考えて遊ぶというようなことを付け加えればいいのではないかと思った。

【意見交換内容】

- ・ごもっともでその通りなのですが、第5条第2項に「他人の権利を尊重しなければならない。」とあって、例えば学校であれば、授業中には勉強をするという大前提があるので、他の権利をジャマしてまで遊ぶということは認められませんよ、という歯止めがかかっている部分になっているというように捉えてもらえればいいのかと思います。
- ・今の話は、他の子の学ぶ権利を侵害することになるので、それはあり得ないということです。ここでいう「遊ぶこと」とは、学校や親が、1日のうちに遊ぶ時間を30分もくれないというようなことがあっていいのか、というものなどに対応します。
- ・このほかに、他の人の妨害にならないようにして自分だけ授業に出ないで遊びたい、というのはどうなのかといった疑問があると思うんですけど、第8条では豊かで健やかに育つためとあって、子どもはやはり遊んでばかりじゃダメなんです。学ばないといけないんです。強制はできないけれども、きちんとした人間として育てていくために、遊びも大事なんだよということを受け止めてもらいたいと思います。



【意見】

例えば、第7条の「自分らしく生きる権利」の中の「(7)安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。」に対応する市の取組が、第3章の第11条「子どもの育ちへの支援」の中に明記されている、というようなものもあるが、第8条の「豊かで健やかに育つ権利」の中の「(3)芸術やスポーツに触れ親しむこと。」に対応する市の取組が明記されていない。こういったものは、権利として保障されなければならないと言っているものの、市として支援や取組はしないのか。

【意見交換内容】

- ・第3章については、第2章に掲げる保障されるべき権利の中から、特に重要なことで条例に記載すべき点についてピックアップしていて、ご意見の芸術やスポーツなど条例上に記載のないものについては、教育委員会などで施策として実施しています。決してやらないということではありません。
- ・第3章の第10条では「権利の普及啓発」、第11条では「子どもの育ちへの支援」とすごく広い言い方をしていますが、第2章に掲げるさまざまな権利保障とつながっていると思います。それから第15条第1項に「市は、子どもの権利の保障のため、行動計画を定めるものとします。」とありますが、この計画の中に教育や医療や福祉などの個別の内容が明記されています。ちょっと皆さんにはわかりづらいかも知れませんが、そのような枠組みになっています。

【意見】

第11条「子どもの育ちへの支援」の中の「育ち」という言葉が気になります。

【意見交換内容】

- ・「成長」や「発達」という言葉に比べると、やわらかいイメージの言葉ではあると思うんです。あまり聞き慣れない言葉かも知れませんが、「育つ」という動詞に対して「育ち」という名詞を使っています。
- ・「子どもの豊かな育ち」というのが1つのフレーズになっていて、いわゆる「育つ」と同じ意味ではあると思います。
- ・前文の中の「育ち合い」や、第1章で「育ち学ぶ施設」という言葉を定義していることもあり、この「育ち」という言葉を用いたいという気持ちが出ていると思います。
- ・自ら育つ、自らのエネルギーで育っていくというニュアンスがあると思います。

【意見】

第13条第1項の「市は、いじめ、虐待、体罰などの早期発見に努めるとともに、それらからの救済と予防への必要な取組を実施するものとします。」の中に、「早期発見」と「救済」と「予防」という言葉があるが、この順番が気になっていて、まずは「予防」であって、その次に「早期発見」で、最後に「救済」となるのではないか。



【意見交換内容】

- ・これは、子どもの権利侵害が現に起きているところから先にあげていて、ただ予防を二の次と考えているわけではなくて、もちろん「早期発見」と並行して、という考えではありますが、ここは、今、危機にある子どもを救うために「早期発見」をはじめにもってきているということがあります。
- ・今のご意見はとても考えさせられる内容ですので、今後、条例を担当する部署と相談をして、順番を直せるようであれば、ご意見のとおり直したいと思います。

【意見】

第10条第2項の「市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。」とあるが、この「ふさわしい活動」とはどういったものがあるのか。

【意見交換内容】

- ・この条例が議決されたあと、どのようにしてこの条例の内容をお知らせしていくか、ということも「ふさわしい活動」に値すると思いますし、ぜひやっていただきたいと考えています。そして、この条例の精神が守られるというか、みんなで共有できるようになれば、それはまさしく「ふさわしい活動」と言えると思います。
- ・「ふさわしい活動」を考えると、大人の提案だけではなくて、この条例によってできる「子ども会議」の意見も取り入れながら考えていくことになります。また、具体的な例えとして、条例の内容を小学校低学年の子どもたちにわかってもらうためには、今の条文では難しいので、わかるような表現にした子どもバージョンの条例を子どもたちが作る、というのもアイデアかなと思います。

【意見】

第 17 条の中に「子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け～」とあるが、「その関係者」というのは、例えば親とか先生とかを指すのか。

【意見交換内容】

- ・子どもの権利侵害に関わっている、その事情を知っている人ということです。ケースによってさまざまですけど、そういう人たちに対して、「子どもの権利擁護委員」という人は、事実はどうなのかということ聞き出したり、関係する文書などを出してもらったりすることができる仕組みとなっています。



【意見】

第 5 章の最後のほうに「ただし、第 4 章の規定は、公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。」とあって、これはまだ行っていないと読み取れるが、第 16 条（第 4 章）の「市は対応に努める」ということについても、まだ行っていないということなのか。

【意見交換内容】

- ・この条例が 12 月議会で議決された後ですが、条例の第 1 章から第 3 章までは、その内容を皆さんに広くお知らせすることができるので、速やかに施行することとなります。ただし、第 4 章については、議決後に「子どもの権利擁護委員」や「調査相談専門員」を誰にお願いするのか、あるいは、子どもたちなどから相談を受ける場所をどうするのかなど、さまざま準備をしなければいけないことがあるので、その分、施行する時期を遅らせます、ということです。
- ・あと、今現在はまだこの条例がない状態ですが、仮に今現在、権利侵害があった場合の対応については、これまでの市の仕組みの中で、解決に向けて動くこととなります。そして、第 4 章が施行された時点で、新たな仕組みが加わるというように考えていただければと思います。

以上の議論をもって、子ども委員会議と児童福祉専門分科会としては、「(仮称) 子どもの権利条例案」は整理されたものとしてまとめられました。

今後、この条例案は、市の中で調整を図ったのち、12 月議会に提案することになります。